

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」

実施要領

【申請受付期間】

令和5年10月2日(月)～令和5年11月30日(木)

※土日祝日を除く、平日の9時から17時まで(むつ商工会議所は16時まで)

※郵送の場合は11月30日当日消印有効

【申請方法】

提出書類を下記申請先に郵送又は持参にて提出してください。

(郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。)

【申請先】

主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域
青森商工会議所 支援金事務局	〒030-8515 青森市新町1-2-18	青森市 (浪岡地区を除く)
弘前商工会議所 支援金事務局	〒036-8567 弘前市上鞆師町18-1	弘前市 (岩木地区、相馬地区を除く)
八戸商工会議所 支援金事務局	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	八戸市 (南郷地区を除く)
黒石商工会議所 支援金事務局	〒036-0307 黒石市市ノ町5-2	黒石市
五所川原商工会議所 支援金事務局	〒037-0052 五所川原市東町17-5	五所川原市 (金木地区、市浦地区を除く)
十和田商工会議所 支援金事務局	〒034-8691 十和田市西二番町4-11	十和田市
むつ商工会議所 支援金事務局	〒035-0071 むつ市小川町二丁目11-4	むつ市(川内地区、大畑地区、 脇野沢地区を除く)
主たる事業所の所在地を 管轄する商工会		
青森県商工会連合会 支援金事務局	〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館6階	上記以外

【電話相談窓口】

電話番号 0120-66-0217 (通話料無料)

※平日9:00～17:00(土日祝日は営業していません)

【留意事項】

書類の到着確認や審査の経過についての個別の問合せはご遠慮くださるようお願いいたします。

第2版

令和5年9月1日

青 森 県

目次

1	概要	1ページ
2	支援金の名称	1ページ
3	給付額	1ページ
4	対象者	1ページ
	要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件	3ページ
	要件2 事業継続意思要件	3ページ
5	支援金の申請	3ページ
	(1) 申請先(支援金事務局)	3ページ
	(2) 申請受付期間	3ページ
	(3) 申請方法	4ページ
	(4) 申請書の入手方法	4ページ
	(5) 支援金に関する電話相談窓口	4ページ
6	申請に必要な書類	5ページ
7	給付の決定	5ページ
8	誓約事項	6ページ
※	支援金申請書添付資料一覧	7ページ

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金」実施要領

1 概要

エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付する。

2 支援金の名称

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金
(略称「中小企業LPガス・特高電気支援金」)

3 給付額

以下の「(1) LPガス分」の額と「(2) 特別高圧電気分」の額の合計額

(1) LPガス分

令和5年1月分から令和5年9月分までの「LPガス」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額

・LPガスの支援単価

1立方メートル (m³) 当たり62円 (1月分から8月分)

1立方メートル (m³) 当たり31円 (9月分)

(2) 特別高圧電気分

令和5年1月分から令和5年9月分までの「特別高圧電気」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額 (ただし1ヶ月当たりの上限額50万円 (9月分は上限額25万円))

・特別高圧電気の支援単価

1キロワットアワー (kWh) 当たり2.5円 (1月分から8月分)

1キロワットアワー (kWh) 当たり1.25円 (9月分)

※「LPガス」

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和四十二年法律第百四十九号) 第2条第1項に定める「液化石油ガス」をいう。

※「特別高圧電気」

電気設備に関する技術基準を定める省令 (平成九年通商産業省令第五十二号) 第2条第1項第3号に定める「特別高圧」で供給を受ける電気をいう。

4 対象者

令和5年10月1日時点で、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主^{*}であって、要件1及び要件2をいずれも満たす者

※ 「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主」の範囲は、
下記①の中小企業者（会社及び個人事業主）又は②に該当する法人

①中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（会社及び個人事業主）

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（イ～エを除く）	3 億円以下	300 人以下
イ 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ウ サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
エ 小売業	5,000 万円以下	50 人以下

② ①に該当しない団体であって法人格を有する者（中小企業以外の法人）

特定非営利活動法人（NPO法人）、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、企業組合、事業協同組合など。

ただし、以下の者は対象外となる。

- 青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の給付対象である者
 - ・令和 5 年度青森県地域公共交通事業継続特別対策事業費補助金（交通政策課）
 - ・令和 5 年度青森県貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金（交通政策課）
 - ・医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）
- 日本標準産業分類における電気業又はガス業に該当する者
- 国、県、市町村
- 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者
- 青森県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月青森県条例第 9 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 5 条第 2 号に規定する暴力団員に該当する事業者、当該暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している事業者
- 政党その他の政治団体、宗教上の組織若しくは団体、任意団体
- その他、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないとして知事が判断する者

要件1 LPガス・特別高圧電気使用要件

業務用LPガス又は特別高圧電気について、令和5年1月分から令和5年9月分までのいずれかの月分の使用があること。

※主に業務で使用されているLPガスが対象であり、主に家庭で使用されているLPガス（青森県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき料金が減額されているもの）は対象外

※国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となっている都市ガスや特別高圧電気以外の電気は対象外

要件2 事業継続意思要件

令和5年10月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

5 支援金の申請

(1) 申請先（支援金事務局）

主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会

名称	所在地	対象地域
青森商工会議所 支援金事務局	〒030-8515 青森市新町1-2-18	青森市 (浪岡地区を除く)
弘前商工会議所 支援金事務局	〒036-8567 弘前市上鞆師町18-1	弘前市 (岩木地区、相馬地区を除く)
八戸商工会議所 支援金事務局	〒031-8511 八戸市堀端町2-3	八戸市 (南郷地区を除く)
黒石商工会議所 支援金事務局	〒036-0307 黒石市市ノ町5-2	黒石市
五所川原商工会議所 支援金事務局	〒037-0052 五所川原市東町17-5	五所川原市 (金木地区、市浦地区を除く)
十和田商工会議所 支援金事務局	〒034-8691 十和田市西二番町4-11	十和田市
むつ商工会議所 支援金事務局	〒035-0071 むつ市小川町二丁目11-4	むつ市 (川内地区、大畑地区、脇野沢地区を除く)
主たる事業所の所在地を 管轄する商工会		上記以外
青森県商工会連合会 支援金事務局	〒030-0801 青森市新町2-8-26 青森県火災共済会館6階	

(2) 申請受付期間

令和5年10月2日(月)～令和5年11月30日(木)(郵送の場合は当日消印有効)

※土日祝日を除く、平日の9時から17時まで(むつ商工会議所は16時まで)

(3) 申請方法

申請者から提出される「6 申請に必要な書類」について、上記の申請先に「郵送」又は「持参」により受け付けする。

- ★郵送の場合、到着確認の問合せには応じかねるため、必要に応じて簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送すること。
- ★切手(送料は申請者負担)を貼付の上、封筒に差出人の住所及び氏名を必ず記載すること。

(4) 申請書の入手方法

①県庁ホームページからのダウンロード

(インターネットで「青森県 中小企業 LPガス 支援金」を検索)



ダウンロード

②以下の場所で申請書を配布する予定です(9月頃)。

- ・県庁正面玄関受付
- ・県の合同庁舎
- ・県内各商工会議所
- ・県内各商工会
- ・青森県商工会連合会

(5) 支援金に関する電話相談窓口

- ・開設日 6月28日(水)～12月25日(月)までの平日
- ・開設時間 9:00～17:00
- ・電話番号 0120-66-0217(通話料無料)

6 申請に必要な書類

「中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書添付資料一覧」
のチェックリストの活用を推奨

- (1) 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書（様式1（LPガス）・様式2（特別高圧電気））
- (2) 「令和5年1月分から令和5年8月分まで」及び「令和5年9月分」のLPガス又は特別高圧電気の県内事業所における使用量が確認できる書類
LPガス販売事業者や電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」などの写し（LPガス分については、県が実施する「LPガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき8月分等の料金が減額されていないかの確認に必要となるため、8月分等については使用量がゼロの場合であっても必ず提出すること）
- (3) 振込先口座が確認できる書類
申請者名義の預金通帳の表紙と表紙の裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の写し
- (4) 本人確認書類（個人事業主のみ）
住所・氏名・顔写真等が確認できる書類の写し
(例) 運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面（顔写真のある面^{*}）、写真付き住民基本台帳カード、パスポート（住民票の写しを添付）など
※ 裏面（マイナンバーが記載された面）は提出しない。
※ 顔写真等が確認できる書類を提出できない場合は、住民票の写しと健康保険証の写しの両方を提出する。
- (5) その他、知事が必要と認める書類

7 給付の決定

- (1) 給付が決定した場合には給付決定通知を、不給付が決定した場合は不給付決定通知を、それぞれ中小企業LPガス・特高電気支援金事務局（各商工会議所または青森県商工会連合会）から申請者に送付する。
- (2) 必要な書類が揃ってから2週間程度で支援金を給付する。

※本支援金の支給要件を満たさない申請については、原則として、中小企業LPガス・特高電気支援金事務局から申請者に申請書等を返却する。

8 誓約事項

申請者は次に掲げる事項について誓約の上、申請書を提出するものとする。

- (1) 令和5年10月1日時点において、県内に事業所を有する中小企業をはじめとした大企業以外の法人又は個人事業主であって、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続する意思を有していること。
- (2) 支援金の対象者の要件を満たしており、対象外となる者に該当しないこと。
- (3) 支援金の給付を受けた後で給付決定が取り消された場合は、本支援金の返還に応じること。
- (4) 提出した書類に軽微な記載の誤り等がある場合には、本支援金事務局がその誤りを訂正すること。
- (5) 県や本支援金事務局から、追加書類の提出など検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (6) 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、事業者名が公表されること。
- (7) 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員が、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団、第5条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員が、申請者の経営に事実上参画していないこと。
- (8) 青森県が実施する以下の事業に係る支援金等の対象者でないこと。
 - ・ 令和5年度青森県地域公共交通事業継続特別対策事業費補助金（交通政策課）
 - ・ 令和5年度青森県貨物自動車運送事業者原油価格高騰対策事業運行支援金（交通政策課）
 - ・ 医療・福祉施設等物価高騰対策支援金（健康福祉政策課）

営業していないにもかかわらず営業実態があるように見せかける、LPガスや特別高圧電気の使用を偽装するなどの虚偽申請は絶対に行わないこと。

中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書添付資料一覧

1 [様式1] 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書（LPガス分）	<input type="checkbox"/>	
2 LPガスを使用していることが確認できる書類		
「令和5年1月分から8月分まで」及び「令和5年9月分」のLPガスの使用量が確認できる書類	LPガス販売事業者が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】	<input type="checkbox"/>
3 [様式2] 中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金申請書（特別高圧電気分）	<input type="checkbox"/>	
4 特別高圧電気を使用していることが確認できる書類		
「令和5年1月分から8月分まで」及び「令和5年9月分」の特別高圧電気の使用量が確認できる書類	電力会社が発行した「売上票」「検針票」「使用量のお知らせ」「請求書」「使用量通知書」など【写】	<input type="checkbox"/>
5 振込先口座が確認できる書類		
申請者名義の預金通帳の表紙と裏の見開き（カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分）の【写】	<input type="checkbox"/>	
6 【個人事業主のみ】本人確認書類 （例）運転免許証（両面）、運転経歴証明書、個人番号カード表面※【写】など（※顔写真のある面。裏面（個人番号が記載された面）は提出しないこと）	<input type="checkbox"/>	